

令和4年度第3回糸島市子どもの権利委員会会議録

期日：令和5年1月24日（火）10：00～12：00

場所：糸島市役所 1号会議室

役職	氏名	肩書等
委員長	田北 雅裕	九州大学 人間環境学研究院 専任講師
副委員長	安孫子 健輔	子どもアドボカシーセンター福岡 理事長 弁護士
委員	友永 幸	福岡県福岡児童相談所 副所長
委員	榎田 剛	一般社団法人 太剛 ファミリーホーム神在 管理者
委員	重富 紀子	糸島市小学校校長会（深江小学校）
委員	古藤 浩二	糸島市中学校校長会（福吉中学校）
委員	川崎 真弓	糸島市PTA連絡協議会
委員	吉岡 愛一郎	糸島市行政区長会 会長
委員	大熊 海翔	公募
委員	中尾 雅幸	公募

事務局

所属	氏名	職名
子ども教育部	林 久美子	担当部長
子ども教育部	平野 真也	部長
子育て支援課	山下 千恵子	課長
学校教育課	吉永 政博	課長
子育て支援課	木村 和美	課長補佐
子育て支援課	春日 由佳子	課長補佐
子育て支援課	松本 美保	課長補佐
学校教育課	久我 淳	課長補佐
学校教育課	石硯 晃子	係長
学校教育課	上田 暁	係長
子育て支援課	原田 優子	主幹
学校教育課	安部 祐子	主幹

1 開会

出席確認…欠席／なし

2 経過報告

(1) 会議録 訂正、修正については委員長と最終確認を行う

内容の確認時は、会議録に委員名を記入する

(2) 前委員会の質問への回答 回答書にて説明

(3) その他 子どもの権利に関するアンケートを特別支援学校に協力依頼中

3 協議事項（議事進行：田北委員長）

(1) 糸島市の相談体系図の説明

(2) 各自治体の子どもの権利救済について

(3) (仮称) 糸島市子どもの権利条例の構成案検討

(4) その他

4 質疑の要約

【事務局説明】 糸島市の相談体系図の説明

➤ 質疑応答

〈委員〉

資料の糸島市の相談体系図から、糸島市こどもの居場所みなもが説明された。私は地域の子ども未来ネットワークを軸に様々な居場所を展開している。現在学校教育の分野では、地域の居場所との連携やその運営スタッフとの関係をどのように取っているのか、また今後についてどのような連携を考えているのか教えて欲しい。

学生サポーター事業は、サポーターを学生に限定しているのか。私はひとり親の学習支援事業を実施しているが、退職した教員の協力者がたくさんいてまだまだ活動できる状態にある。

〈事務局〉

学校教育課では、支援連携会議を年2回以上開催している。学校に外部機関が入って協議している。子育て支援課は、社会福祉協議会開催の子ども食堂や子どもの居場所等団体との会議に年2回参加している。

今後は、教育だけ、子育てだけといった関係ではなく、行政の中から子育てと教育と地域が一体となった取り組みを、子ども教育部として取り組む必要を感じた。これからの課題として捉える。

学生サポーター事業は今年の1月に開始した事業であるが、サポーターが大学生であることから子どもたちは近い存在と感じていることや教員より話しやすいことから子どもたちの成果を感じている。今は始まったばかりで大学生で対応中だが、社会人のサポーターについては今後検討する。

- 〈副委員長〉 糸島市の相談体系については理解できた。質問は学校での子どもの意見の集約がどのようになされているのか知りたい。(学校運営や校則等)
- 〈事務局〉 学校で校則検討委員会を毎年開催しており、子どもが参加して意見を出している。また、学校運営協議会の委員に子どもが入り、掲げられたテーマについて検討している。
- 〈委員〉 子どもたちに聞くと、子どもは教員の顔色を見て発言している、本音と言えないと聞く。子どもの自主性を考えるとマイナスと思う。しかし、子どもが言いたい放題となるとわがままが助長される心配もある。学校において、自主的に子どもが提案できる、子どもの発言が本音でできる学校運営や生徒会運営を考えてもらいたい。
- 〈事務局〉 教員は管理しがちな部分がある。子どもが自己決定することは成長において重要と理解している。教員や子どもに関わる全ての大人が子どもの自己決定を予測して一緒に決めていく関わりができるよう努めていきたい。文部科学省から令和4年12月に生徒指導提要、子どもの自主性・主体性を引き出す指導、開発的であり予防的な生徒指導が発令された。今後の校長会において共有する。
- 〈委員長〉 今の内容は子どもの権利で重要なところである。子どもが主体的に意見表明でき、子どもの提案から協議を行い、変更するといった仕組みが始まる。子どもが子どもの権利を知り意見表明をする。これは、これまでの生徒指導とは異なるもので仕組みが変わる。この委員会で子どもが理解できる子どもの権利条例を検討して、権利の救済についても表現する。
- 〈副委員長〉 子どもの居場所について、資料は公的なものが説明された。民間のものに関わっている委員からご説明してもらいたい。
- 〈委員〉 市民活動として、子ども食堂や子どもの居場所を運営している。市内には約10か所あるが、ネットワークについては社会福祉協議会が事務局で会議を開催し、子育て支援課が参加して悩み相談や情報の共有を行っている。各団体の運営方針としては、子どもは誰でも参加できると周知している。そのため、気になる子どもの参加が時々ある。気になる子どもと話をすると色々な課題があり、専門機関へつないでいる。今後は、小学校区に1か所設置したいと考えている。また、各機関は活動内容を子どもの成長に伴った内容や、子どもの学びにつながる活動への変更を検討中。子どもの権利の中で、子どもの意見表明や学び育つ権利の検討の場において、自分たちの活動がサポートできていると思っている。教員から子どもたちに居場所を紹介してもらい、子どもがのびのび語って元気に学校に戻るなど、教育と地域の連携について今後の協議で意見を

出したいと思っている。

〈委員長〉 糸島市の相談体系図から高校生の相談先が少ないと感じた。高校生対応の機関が少ないといったところが糸島市の課題とみる。

〈事務局〉 子どもの発達や虐待分野は高校生まで対応している。発達分野は福祉サービスにつながっており、保護者の相談が多い現状である。義務教育終了の不登校、いじめ等は、高等学校で相談を受けていると思っている。民間の子どもの居場所から、高校生の活動についてご紹介いただきたい。

〈委員〉 いとっ子ウェーブは高校生が主体となって居場所づくりを行っている。糸島高等学校、糸島農業高等学校の生徒が、高校生の思いを実現する活動を行っている。大人はそのサポートを行っている。高校生と地域の大人で企画会議を定期的に行っている。高校生の意見を聴いたり、地域の大人から高校生にアドバイスをしたりと世代を超えた交流ができていると感じている。総合計画の審議会の中でも、高校生の学びの場が少なくその対応が必要であると意見を出した。

〈委員長〉 糸島市の小中学校において、相談ポストの設置とスクールソーシャルワーカーを配置していると思う。相談の中に意見表明のメッセージが込められていると思う。高校に相談ポストは置いているか？

〈事務局〉 県立高等学校の相談ポスト設置については未把握。

〈委員〉 子どもの居場所が地域にあり参加していた。今は休止中。当時はファミリーホームの子どもが参加する中でやりたいことを表現でき、自信になっていた。各学校で居場所活動をやってもらいたいと思っている。以前高校生が生活していたが、いとっ子ウェーブに参加し本人の自信向上と成長を感じた。

〈委員〉 小中学校の相談ポストの相談内容の開示は誰にしているのか。

〈事務局〉 小中学校の教員に開示している。子どもが教員名を書いて相談したいと記入があればその教員が相談を受けている。

〈委員〉 加布里校区の遊び場は、ケガなどの全責任を個人で負えないと休止中。自身は前原校区で遊び場を開催している。遊び場の中で、子どもの気持ちの粗さを感じることもあり、保護者から相談を受けることもある。遊び場は市内で自主運営でばらばら開催しているが協力できたらと思うし、開催に関して公的な後押しが欲しい。

〈委員長〉 子どもの権利条例は別名子ども支援条例とも言われ、また子どもを支えているスタッフを支える条例とも言われている。子どもの権利条例でどこまで含めるか検討は必要だが、その姿勢を踏まえて検討したい。

〈副委員長〉 高校に進学しなかった子や高校中退、その後引きこもったりしている子どもの数は糸島市で把握しているのか？

- 〈事務局〉 高校進学や就職等は把握している。しかし、高校中退等は把握できていない。
- 〈副委員長〉 高校生年代で厳しい状態の子どもがどこを居場所にしているのか、どこに相談しているかがわからない。糸島市内に限っての対応とは考えていないが、多くはない高校生年代の相談を逃さない取り組みがあればと考える。
- 〈事務局〉 高校中退等は高校の担任への相談や、中学時代の担任に相談がある。
- 〈副委員長〉 自立援助ホームの子どもの相談等はあるのか？
- 〈事務局〉 要保護児童対応での数の把握はあるが、高校生本人の相談は少ない。高校生本人の相談先が不十分と感じている。
- 〈委員長〉 構造上、高校生の相談はグレーゾーンになりやすい。この部分を子どもの権利条例で考えることは、糸島らしさとなるように感じた。

【事務局説明】 各自治体の子どもの権利救済について

➤ 質疑応答

- 〈委員長〉 権利救済の機関としてはオンブズパーソン、国はコミッショナーといった名称を用いたりしている。
- 〈委員〉 救済委員（弁護士）が用意できるのか？
- 〈副委員長〉 一般的に個人依頼か弁護士会へ依頼していると思う。勤務時間等に工夫が必要と考える。
- 〈委員長〉 人や費用の確保も心配されるが、救済機関は、個別救済だけでなく、制度改善の提言も大きな役割のひとつ。行政が提言を受け、改善の取り組みがなされることがまちづくりにつながる。救済機関は個別救済がフォーカスされやすいが、ひとりの子どもの声が提言となり、制度改善へつながり子どもを主体としたまちづくりに展開する点が大切。
- 〈副委員長〉 相談委員と救済委員の役割は異なる。相談委員はいろんな相談を受ける。救済の案件は多くないため救済委員の介入に工夫が必要と感じる。また、子どもの悩みを聴いて子どもの居場所で解消できるレベルと相談機関へ案内が必要なものとスタッフの判断力や複数既にある相談機関の関係性を組み立てることが今後必要になると感じた。
- 〈委員〉 資料の各自治体の子どもの権利救済に糸島市の状況があてはめられないか？
- 〈事務局〉 資料の各自治体の子どもの権利救済に相談機関は入れられるが、糸島市として救済機関や救済委員は現在ないため、掲載できるものがない。
- 〈委員〉 糸島市として救済機関や救済委員を盛り込むと、現在の相談機関に変化は生じるのか？
- 〈副委員長〉 子どもの権利に関しての相談窓口ができると、今のどこにも属さない隙

間の問題を拾えたりできると考える。また、相談者は相談機関の区別が出来ず、連絡が取れた相談先に相談するため、スタッフが主たる課題を整理し相談内容に沿った相談機関の案内を行うことになると思う。しかし、子どもの権利に関する相談は数年かかる長期の相談もある。人権に関する相談機関があることで解決や改善へつなげられると感じる。

〈委員長〉 相談機関の取り組みが制度改善の提言となり、大なり小なりいいものへつながる道筋がここに加わると思う。

〈委員〉 相談機関への子どもからの相談についてはイメージできる。しかし、学校にいる子どもが嫌なことを相談するためには学校を出て相談するようになる。学校で相談できる相談機関の必要性を感じる。また、相談機関と救済機関とのつながりがみえない。学校と救済機関のつながりがわからない。

〈事務局〉 A市の子どもの相談機関は、学校の時間帯の開設時間になっている。それ以外は留守番電話対応。不登校の相談が1番多いので学校時間帯での相談がある。B市は子どもの遊び場に相談員が入ることで顔なじみのスタッフに相談できるといった利点があった。今後、糸島市の相談機関についても検討が必要と考えている。

〈委員〉 子どもは学校での嫌なことは教員に相談していると思う。しかし、解決してないけど、解決した気になっている子や相談したけど変わらないとあきらめている子が少なからずいると思う。救済機関を作るのであれば学校とつながることで救われる子どもがいると感じた。

〈委員長〉 救済機関は第三者の立場であることが重要。仕組みづくりも重要である。学校の中で子どもが相談でき、子どもの声を聴く大人が子どもの権利に関する内容であると判断する。スクールソーシャルワーカーが担う可能性もあるが、今後、子どもの声が聴けるアドボケートなどの新たな職能が増えていこう。現時点では、地域格差もある。

〈副委員長〉 2つの点で確認したい。1つは、子どもの相談がしやすいことを実施機関は考えるが既存の相談機関もあるので相談機関の相談範囲の整理が必要と思う。2点目は子ども自身が気持ちの言語化が不足すると知っておくこと。これは、居場所のようなところで自由な会話の中から課題が見えてくることがある。また、話すことで解決してしまった場合もある。子どもの相談の解決方法は子どもが相談することからのみ始まる訳ではないと知っておくことが重要と思う。

〈委員〉 相談室が子どもの権利条例からできる場合、学校はどう思われるか。

〈委員〉 学校に問題があれば、第三者の介入があるほうがよい。親や交友関係等の内容であれば先生の相談が可能と思う。案件によって異なるため、相談は両方あってよいと思う。

〈委員〉 子どもたちは教員の顔色をみて発言している今、第三者機関ができたとしても信頼して話せるのか疑問を感じる。

〈委員長〉 子どもの権利条例に絡んで何らかの相談室等ができた時は、そこでは子どもたちは本音が話せることが重要。その雰囲気から、子どもが何でも話せる文化が糸島市に育まれていくとよい。さらに、そうした文化が市の中で広がるのが、教員たちのプレッシャーにならず、むしろ地域に支えられている実感として伝わっていくことも大切と思っている。

〈委員長〉 子どもの権利条例に関して、子どもの救済を項目として入れるか入れないか委員の意見を集約したい。

〈委員〉 あったほうが良い。糸島市の子ども権利アンケート内容から、子どもから実現できるのかと疑問の声があった。子どもたちに信じてもらうためにも明記したい。

〈委員〉 賛成します。

〈委員〉 賛成です。ただ、子どもが困っている相談を受けるに限るのでしょうか。子どもたちの社会参加を含めて欲しい。ここに入れられないなら、別組織の形でもいいので社会参加や意見表明を加えて欲しい。

〈委員長〉 子どもが社会の中で自立していくために、社会参加や意見表明等、教育につながるものも含まれると考える。別組織の形も含め社会参加や意見表明も含めたいと考えている。

〈副委員長〉 子どもの権利を実現するために、子どもが主体的に話す子どもの意見をまとめる子ども会議といったものがある。救済は個別な相談対応だけではなく、施策につながる子どもの意見の表明も含むと考える。

〈委員長〉 子どもの権利救済に関する項目を入れることでよろしいでしょうか。

〈委員〉 全員の委員がうなづく

【その他】

〈委員長〉 次回から、子どもの権利を検討していく。子どもがどのタイミングで参加するのかスケジュールを説明して欲しい。

〈事務局〉 事務局では、この委員会で子どもの権利の文章案ができた段階でアンケート同様、授業中での説明と子どもの意見を聴き取りたいと思っている。その際、子どもの権利が保障されているか確認していくことも実施する。

〈委員長〉 子どもへの確認として、子どもの権利のカテゴリーに不足がないか確認は必要ないのか。

〈委員〉 子どもたちは意見を言いたいと話していた。子どもたちの聞き取りは実施したい。子どもの権利の案の段階で聞き取りを行いたい。

〈委員〉 子どもたちは自分たちの声が入っているものが、子どもの権利の実感に

つながると思っている。文章案の時点で子どもに聞きたい。

〈委員〉 D市の子ども未来応援条例は、子どもの意見表明、社会参加の促進の部分で参考になると思う。

〈事務局〉 次回委員会の資料として配布する。

《協議終了》

5 その他

次回開催について

〈事務局〉 第4回委員会日程 令和5年2月21日10時開会
(日時のみ決定 令和5年3月27日10時開会)

6 閉会

副委員長から謝辞

12:00